

令和 7 年度池田町障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

～池田町は働く障がいのある方々を支援します～

1. 基本的考え方

障がいのある方々の雇用・就業は自立促進のための重要な柱であることから多様な就業の機会を確保することが必要です。しかしながら、障害者就労施設等への発注はあまり進んでいませんでした。

このような状況を踏まえ、「国等による障がい者就労施設等からの物品調達の推進に関する法律(平成 24 年法第 50 号)(以下、「障害者優先調達推進法」という)」は、国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品の調達を推進するよう必要な措置を講ずるよう定めています。

町は障害者優先調達推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき、率先して障がい者就労施設等からの物品調達の推進を図るため、必要な事項を定めた方針を策定し、働く障がいのある方々を支援してまいりました。

今後は、定期的に調達可能な内容については、全庁的に取組が浸透してきたので、維持できるように引き続き取り組んでいき、新規分野については、障がい者就労施設等と連携し、開拓を模索してまいります。

2. 本方針の適用範囲

この調達方針は、町のすべての機関が発注する物品または役務（以下「物品等」という）を対象とします。

3. 対象となる障がい者就労施設等

対象となる障がい者就労施設等は、町内に在る又は町民利用者のいる施設を優先とし、物品等の調達が可能な別表 1 の施設とします。

4. 対象品目の分類

対象品目は、別表 2 のとおりとします。

5. 調達目標

町は達成すべき調達の目標額は、次のとおりとします。

区 分	目標額(円)
物品	2 5 0 , 0 0 0
役務	4 0 0 , 0 0 0
合 計 額	6 5 0 , 0 0 0

6. 調達の推進方法

- (1) 町は、障がい者就労施設等から調達可能な物品及び役務についての情報を収集し、これらの情報をもとに、障がい者就労施設等への優先調達を依頼します。
- (2) 調達の依頼先においては、町内に在るその他事業所への依頼も十分考慮する必要があるため、健康福祉課は障がい者就労施設等へ積極的に依頼を行いますが、他の部局は支障のない範囲で依頼を行うこととします。

7. 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページにより公表します。
- (2) 1年間の調達実績については、翌年度の5月末までに実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表します。

8. 当該調達方針に基づく相談窓口

この調達方針に基づく町民及び障がい者就労施設等からの相談窓口は健康福祉課とします。

【別表 1】 調達先の分類

a	就労継続支援事業所 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用の特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

【別表２】物品・役務の品目

	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、米、野菜、お茶など
	③ 小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、清掃用具、防災用品、非常食、各種記念品、花苗など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし など
	⑤ 飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別、改修（簡易的で専門性を要しないもの）等、上記以外のサービス